

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

国内での高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえた緊急消毒について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、本年11月5日に香川県での初発以降、本日までに6県で19事例の発生が確認されるとともに、野鳥では6道県の糞便や環境試料12事例からもウイルスが分離されているところであり、全国的に発生のリスクが高まっていることから、農場へのウイルスの侵入防止に万全を期す必要があります。こうした状況の中、本日開催された鳥インフルエンザ関係閣僚会議において、本病発生地域以外の地域を含めた全国一斉の緊急消毒を実施する方針が確認されたところです。

つきましては、各都道府県における緊急措置として、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条に基づく、家きん飼養農家における農場及び各畜舎周囲での消石灰の散布等による緊急消毒の実施について、ご検討いただきますようお願いいたします。

記

- 1 実施の対象
都道府県内全域の全家きん飼養農家
- 2 実施の方法
 - (1) 家畜防疫員が自ら実施又は家畜防疫員の指導（文書による指導を含む。）の下、家きん飼養衛生管理者等が消毒を実施
 - (2) 家畜防疫員は、初回消毒実施後も、家きん飼養農家に対し継続的に消毒に係る指導を行うこと
- 3 経費負担
本病の発生を予防するため緊急的に実施するものであることから、2（1）の方法によって行う初回実施分については家畜伝染病予防法第60条第1項第6号に掲げる経費とすることが可能である。